

第 5 2 期 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

住化ロジスティクス株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【 資 産 の 部 】	【6,656,103】	【 負 債 の 部 】	【3,511,315】
(流 動 資 産)	(4,030,348)	(流 動 負 債)	(2,211,481)
現 金 及 び 預 金	368,807	買 掛 金	5,777
受 取 手 形	17,129	リ ー ス 債 務	4,294
売 掛 金	1,868,066	設 備 関 係 未 払 金	36,385
貯 蔵 品	18,146	未 払 金	234,078
前 払 費 用	56,713	未 払 費 用	194,267
繰 延 税 金 資 産	158,647	未 払 外 注 費 用	1,174,191
預 け 金	1,450,000	未 払 法 人 税 等	43,187
未 収 入 金	76,031	未 払 消 費 税 等	69,330
そ の 他	16,808	前 受 金	58
		預 り 金	19,256
(固 定 資 産)	(2,625,755)	賞 与 引 当 金	416,657
有 形 固 定 資 産	1,758,139	破 損 損 失 引 当 金	14,000
建 物	651,043	(固 定 負 債)	(1,299,834)
構 築 物	25,875	長 期 リ ー ス 債 務	6,083
機 械 装 置	117,224	退 職 給 付 引 当 金	1,285,094
車 両 運 搬 具	259,914	長 期 預 り 金	8,657
工 具 器 具 備 品	193,989		
土 地	493,590	【 純 資 産 の 部 】	【3,144,788】
リ ー ス 資 産	9,883	[株 主 資 本]	[3,138,152]
建 設 仮 勘 定	6,619	(資 本 金)	(50,000)
無 形 固 定 資 産	36,277	(資 本 剰 余 金)	(1,265,317)
ソ フ ト ウ ェ ア	25,875	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,265,317
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	9,887	(利 益 剰 余 金)	(1,822,834)
そ の 他	514	利 益 準 備 金	12,500
投 資 そ の 他 の 資 産	831,340	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,810,334
投 資 有 価 証 券	75,557	圧 縮 記 帳 積 立 金	187
関 係 会 社 株 式	35,201	別 途 積 立 金	900,000
出 資 金	11,530	繰 越 利 益 剰 余 金	910,147
長 期 前 払 費 用	326	(うち 当 期 純 利 益)	463,657
繰 延 税 金 資 産	434,427	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[6,637]
そ の 他	274,299	(そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	(6,637)
合 計	6,656,103	合 計	6,656,103

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ①子会社株式および関連会社株式・・・原価法（移動平均法）
- ②その他有価証券 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理している)
- 時価のないもの・・・原価法（移動平均法）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・定額法（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産・・・定額法（リース資産を除く）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため設定しており、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当期に負担する支払見込額を計上している。

(3) 破損損失引当金

賃借倉庫の破損した設備の修繕に要する支払に備えるため、その支払見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の将来の退職給付に備えるため、年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上している。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理の方法：税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用：連結納税制度を適用している。

(その他の注記)

会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略している。

以上